

会長	局長	次長	係長	係

令和 8 年 9 月 25 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員

照井 香里

署名委員

日高 千夏

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年9月25日(金) 午後4時00分～

2. 招集場所 アマホーム PLAZA 3階 中多目的室

3. 農業委員出欠数及び氏名 下記のとおり

(1) 出席数 13名

(2) 欠席数 1名

番号	出欠	氏名	番号	出欠	氏名
1	出	里 義 文	8	出	榮 清 安
2	出	朝 郁 夫	9	出	西 盛 満
3	出	茂 木 幸 生	10	出	山 田 正 修
4	出	与 沢 裕 美	11	出	岸 田 国 広
5	出	照 井 香 里	12	出	里 和 彦
6	欠	大 瀬 昭 信	13	出	中 棚 昭 三 十
7	出	日 高 千 夏	14	出	田 中 幹 雄

4. 農地利用最適化推進委員出欠数及び氏名 下記のとおり

(1) 出席数 9名

(2) 欠席数 1名

番号	出欠	氏名	番号	出欠	氏名
1	出	師 玉 洋 子	6	出	柿 園 三 十 昭
2	出	西 な お み	7	出	盛 昭 男
3	出	山 本 十 和 子	8	出	丸 田 一 仁
4	出	西 秋 子	9	出	肥 後 信 幸
5	欠	山 下 仁 司	10	出	高 山 好 和

5. 事務局

中村事務局長、米田事務局次長、別府主査、松本笠利分室長、竹山主幹、笠利農林水産課 精松主査

6. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

議案第 53 号 非農地証明願

議案第 54 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（軽微：用途変更）

議案第 55 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の合意解約

議案第 56 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の利用権設定

7. 協議報告事項

- (1) 10 月総会の日程
- (2) その他

議長	(岸田 会長) それでは定例総会を始めます ただいまの出席委員は 13 人で、欠席者 1 人であり、総会は成立いたしました。 これから、令和 8 年第 9 回定例総会を開会いたします。 それでは議事日程に入ります。 《日程第 1》 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、5 番 照井 委員と 7 番 日高 委員のお二人を指名いたします。 《日程第 2》 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり、議案第 51 号から議案第 56 号までの 6 件を予定しております。 お諮りいたします。 会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおき予定としております。 これにご異議ございませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。 《日程第 3》
議長	(岸田 会長) 【議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請】について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 事務局です。今月の第 3 条の許可申請は売買が 1 件の申請です。

総会資料は5ページから タブレットも5ページからご確認ください。
No34の申請地は笠利町大字川上と屋仁の合計3筆 面積5,847㎡で売買による申請です。
農地区分は第1種農地です。
譲受人は養鶏とサトウキビの農業法人の代表者であります。
現在、既に譲受人がサトウキビを生産している農地の取得です。
以上です。

議長

(岸田 会長)

それではNo.34について担当調査委員による調査報告をお願いします。

13 番

(中棚 委員) 譲受人についての調査報告

No.34の譲受人の報告をいたします。 9月17日 午前11時に現地の畑で譲受人と笠利分室の松本分室長 竹山主幹 丸田農地利用最適化推進委員と中棚で書類の確認と畑の確認をしました。 譲受人は〇〇の社長で兼業農家であります。 申請書の地番面積 対価については1筆〇〇円で書かれていますが㎡単価〇〇円でトータルで〇〇円になりますが 今回の申請は3筆ですので3等分したそうです。 農地を取得する基本要件である農地法第3条第2項各号の要件を満たしており、許可相当と考えます。

13 番

(中棚 委員) 譲渡人についての調査報告

譲渡人の報告をいたします 譲渡人に9月17日 午後3時40分ぐらいに電話で確認が出来ました。 今回、譲受人と3筆の畑の売買による所有権移転にまちがいありませんかと確認しましたら 畑の3筆 地番 地目 面積 対価については申請書のとおりでありますとのことです。

13 番

(中棚 委員) 土地についての調査報告

土地の報告をいたします。 申請書の13ページから15ページを見られてください 県道佐仁赤木名線の川上地内になります申請地1、2は県道沿いの畑で川上字になっております申請地3は13ページを見られてくださいここは屋仁字になっております、〇〇の鶏糞舎の横の畑になります、今回の3筆の畑は〇〇がサトウキビを耕作されており畑として問題ないと思います。

議長

(岸田 会長)

それではNo.34の質疑に入ります。

No.34 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

No.34について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって【議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてNo.34】は審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第 4》

【議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請】について議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

事務局です。

今月の 5 条の許可申請は転用が 1 件の申請です。

総会資料は 17 ページから タブレットも 17 ページからご確認ください。

No.16 の申請地は笠利町大字和野 1 筆 面積 129 m²を倉庫や駐車場として転用するための申請です。

農地区分は第 3 種農地です。

申請地の場所は主要道路である県道 82 号線 龍郷奄美空港線に隣接した、現況が雑種地の土地であります。

以上です。

議長

(岸田 会長)

それではNo.16 について担当調査委員による調査報告をお願いします。

4 番

(与沢 委員)

譲受人についての調査報告

No. 16 の譲受人について調査報告いたします。 9 月 16 日午前 9 時 笠利分室の竹山主幹、松本分室長と私の 3 人で現地にて、譲受人からお話を伺うことができました。 申請地は、譲渡人が農地として利用しないことから、以前より隣接する〇〇さんに譲渡の申し出があったそうです。ですが、すでに出荷作業兼、直売所をお持ちのため、今回親戚にあたる譲受人が自分が活用したいと手を挙げられました。用途は駐車場と倉庫の設置になります。現在、栽培しているタンカン 30a ほどあり、その他スイカを販売用として栽培されていますので、サンテナや資材等の保管場所として倉庫を利用したいとのことでした。申請内容のとおり間違いありませんでした。

4 番

(与沢 委員)

譲渡人についての調査報告

No. 16 の譲渡人について調査報告いたします。 9 月 16 日午前 10 時に譲渡人が現地には来られなかったためお電話でお話を伺いました。 申請地は、先ほど申した通り以前より譲渡を希望する意思があり、今回の許可申請について土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いのないことでした。

4 番	(与沢 委員) 土地についての調査報告 No. 16 の土地について調査報告いたします。 9 月 16 日午前 9 時 20 分に、笠利分室の竹山主幹、松本分室長、私の 3 人で、譲受人立ち会いのもと現地を確認いたしました。申請地は奄美市笠利町和野にあり、広さは 129m²です。 20 ページと 21 ページをご覧ください。空港につながる県道沿いで和野の交差点の角にある〇〇さんの隣になります。こちらは昨年 9 月 ちょうど一年前の総会にて、奄美市農業振興地域整備計画の除外について変更の許可を得ている場所になります。昨年と変わらず膝上程度に雑草が生い茂っており、事前着工している様子はありませんでした。 農業委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	(岸田 会長) それでは No.16 の質疑に入ります。 No.16 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。 No.16 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成であります。 よって 【議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】 審議の結果これを承認することに決定いたしました。 ≪ 日程第 5 ≫ 【議案第 53 号 非農地の認定】について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 事務局です。 今月の非農地証明願申請は 1 件です。 総会資料は 28 ページから タブレットも 28 ページからご確認ください。 No.18 の申請地は名瀬朝仁新町 1 筆 面積 24 m²です。 農地区分は第 3 種農地です。 申請地は市街地の住宅内にあり、現況は総会資料 34 ページのとおり宅地化しております。 以上です。
議長	(岸田 会長) それでは No.18 について担当調査委員による調査報告をお願いします。
事務局	(事務局；名瀬) 願出人についての調査報告

非農地証明願に連絡先記載の願出人は電話に出られなかったため、行政書士に確認し、9月25日10時頃、願出人のひとり、兵庫県在住の〇〇さんとお話することができました。願出内容、始末書記載に間違いはないとのことでした。非農地承認、よろしくお願いしますとのことでした。

9 番 (西盛満 委員) 土地についての調査報告

9月17日木曜日、事務局別府さん、推進委員山下さん、私と3名で申請地を確認しました。申請地は34ページを見ても分かりますように左右に住宅が建っており境界のブロック塀から家の横の通路となっています。以上です。

議長 (岸田 会長)

それではNo.18の質疑に入ります。
No.18 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

No.18について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって【議案第53号 非農地の認定について No.18】は
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長 << 日程第6 >>

【議案第54号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について】
を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (中村 事務局長)

総会資料38ページをご覧ください。

奄美市農業振興地域整備計画の変更について軽微な変更として、農業用倉庫の設置に伴う用途の変更 1件の申請であります。

申出書の内容につきましては所管課であります笠利農林水産課の精松主査から説明のほどよろしくお願いいたします。

所管課 (笠利農林水産課 精松主査)

精松です。今回、軽微な変更1件です。資料に基づき説明いたします。申出人は〇〇です。申出地は奄美市笠利町大字宇宿字〇〇 地目は畑です。申出面積は60㎡です。変更理由と目的は、農業用倉庫の建設と整地のための軽微な変更の申出です。申出地は奄美市笠利総合支所から北東に約2.8kmに位置しております。過去に整備事業の導入のあった農地であり集団性を有する農用地区域内にあります。

	土地所有者の申出人による農業用倉庫等の設置による用途区分の変更であります。現地調査報告などのご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	(岸田 会長) それではNo.7 の担当調査委員による調査報告をお願いします。
12 番	(里 和彦委員) 申出人についての調査報告 9 月 18 日午前 9 時 30 分頃、現地にて申出人より話を聞く事が出来ました。現地には、肥後信幸推進委員と松本分室長、竹山主幹、里で調査しました。申出書どおり農機具、農業資材を保管するための農業用倉庫の設置及び倉庫への車輛アクセスの為に整地に間違いありませんとの事でした。
12 番	(里 和彦委員) 土地についての調査報告 9 月 18 日午前 9 時 30 分頃、現地にて申出人より話を聞く事が出来ました。現地には、肥後信幸推進委員と松本分室長、竹山主幹、里で調査しました。申出書どおり農機具、農業資材を保管するための農業用倉庫の設置及び倉庫への車輛アクセスの為に整地に間違いありませんとの事でした。
議長	(岸田 会長) これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成であります。 よって 【議案第 54 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について N07】 は「適当」という意見を市長に答申することに決定いたしました。
議長	《 日程第 7 》 【議案第 55 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の合意解約】 について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 事務局です。 総会資料は 49 ページから タブレットも 49 ページからご確認ください。 合意解約 笠利地区 4 筆 解約面積合計で 7,167 m²です。 解約理由は賃貸借から使用貸借への変更が 2 筆、農地の売買が 1 筆、耕作者の変更が 1 筆となっております。

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって 【議案第 55 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の合意解約】 について
「適当」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

≪ 日程第 8 ≫

議長

【議案第 56 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の利用権設定】 について議題
といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

事務局です。

総会資料は 53 ページから タブレットも 53 ページからご確認ください。
利用権設定 名瀬地区 12 筆 契約面積合計で 13,039 m²です

次に笠利地区です。

総会資料は 55 ページから タブレットも 55 ページからご確認ください。
利用権設定 笠利地区 6 筆 契約面積合計で 6,015 m²です

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって 【議案第 56 号 奄美市農用地利用集積等促進計画の利用権設定】 につい
て「適当」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。
事務局から連絡事項などがあるので、協議会へ移します。

《協議会》

事務局からの連絡

- ・ 10 月の総会日程について
- ・ その他

それでは、正会に返します。

以上で、令和 8 年度第 9 回奄美市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会

令和 8 年 9 月 25 日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 照井 香里
署名委員 日高 千夏
作成者 中村 幸信